

県南 広域振興局長 殿

提出者 アズマプレコート株式会社 一関工場

住所 〒021-0822 岩手県一関市東台14-41

氏名 一関工場長 佐々木 章

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

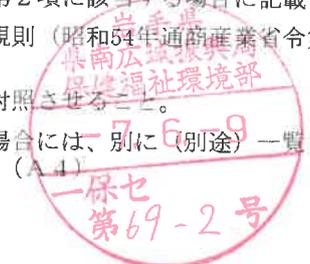
主たる工場又は事業場の名称	アズマプレコート株式会社 一関工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市東台14-41	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,578 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
一関工場	〒021-0822 岩手県一関市東台14-41	2,578 kl
		kl
		kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2024)年度							E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化 炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量							
	数値	単位	熱量(GJ)	数値	単位	熱量(GJ)					
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL						
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL						
揮発油(ガソリン)	1.00	kL	33		kL		33	2	5	-3	
ナフサ		kL			kL						
ジェット燃料		kL			kL						
灯油	3.84	kL	140		kL		140	10	18	8	
軽油		kL			kL						
A重油	10.75	kL	418		kL		418	30	22	8	
B・C重油		kL			kL						
石油アスファルト		t			t						
石油コークス		t			t						
石油ガス											
液化石油ガス(LPG)		t			t						
石油系炭化水素ガス		t			t						
可燃性天然ガス	1,280.44	t	70,040		t		70,040	3,570	3,396	174	
その他可燃性天然ガス		t			t						
石炭											
輸入原料炭		t			t						
原料炭		t			t						
コークス用原料炭		t			t						
吹込用原料炭		t			t						
一般炭		t			t						
輸入一般炭		t			t						
国産一般炭		t			t						
輸入無煙炭		t			t						
石炭コークス		t			t						
コールタール		t			t						
コークスガス		千m ³			千m ³						
高炉ガス		千m ³			千m ³						
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³						
転炉ガス		千m ³			千m ³						
都市ガス		千m ³			千m ³						
その他の燃料											
黒油		t			t						
木材		t			t						
木質炭材		t			t						
バイオエタノール		kL			kL						
バイオディーゼル		kL			kL						
バイオガス		千m ³			千m ³						
その他バイオマス		t			t						
H ₂		t			GJ/t						
原子		t			GJ/t						
炭素		t			GJ/t						
炭プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t						
炭プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t						
廃油		kL			GJ/kL						
廃棄物ガス		千m ³			千m ³						
混合塵材		t			t						
水素		t			t						
アンモニア		t			t						
その他燃料()											
小計①							70,632	3,611	3,441	170	
産業用蒸気		GJ			GJ						
産業用以外の蒸気		GJ			GJ						
温水		GJ			GJ						
冷水		GJ			GJ						
地熱		GJ			GJ						
温泉熱		GJ			GJ						
太陽熱		GJ			GJ						
雷水熱		GJ			GJ						
小計②											
電気事業者①	796.87	千kWh	4,995		千kWh		6,985	320	1,584	-1,264	
電気事業者②(買電契約している場合使用)	2,593.29	千kWh	27,406		千kWh		22,406	1,592	1,592		
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh						
自家発電		千kWh			千kWh						
太陽光		千kWh			千kWh						
水力		千kWh			千kWh						
風力		千kWh			千kWh						
その他		千kWh			千kWh						
小計③							29,291	1,913	1,584	329	
合計 ①+②+③							99,923	5,524	5,025	499	

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1)のエネルギー合計使用量 × 0.0258

原油換算エネルギー使用量	2,577	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	5,524 t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂
合計	5,524 t-CO ₂

- 備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

1年でCO2排出量を1%削減する目標に対し

今年度も生産量に見合った生産体制となり1ライン体制を継続した。

燃料消費量が増しCO2排出量も増えて生産量当たりのCO2排出量も増える結果となった。

冷却工程に使用しているポンプを高効率モーターに更新及び工場内エアリーク箇所を調査しその措置を実施することが出来、コンプレッサーの無駄な電力を削減することが出来た。

【具体的な取組状況】

①電気

事務所・厚生棟・工場の照明を不要な箇所は消灯させ、人がいない場合は全消を徹底させる。

こまめな消灯を行い電気使用量の削減に至った。

工場の天井灯を水銀灯がLEDに変わり必要・不必要なエリアの点灯/消灯の徹底させる。

夏季の冷房設定温度を28℃に設定し、必要ない場合は電源を切る。

②灯油・重油

冬季の事務所・厚生棟・工場の暖房は20℃に設定し、社員はウォームビズを徹底する。

(暖房用燃料は、工場の灯油使用量は削減出来たが事務所ボイラー用のA重油使用量はボイラー不調により昨年度よりも増加してしまった。)

③LNG

今年度も燃料使用量の管理計測を維持して来た事で、段取り待機時間帯の

ガス使用量削減を引き続き継続出来た、しかし工程の切替やら原板の入り具合に左右され集約が上手くいかず効率よく生産が出来なかった為、燃料使用量増になってしまった。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

- ・紙使用量削減、裏紙の再利用及び複数コピーの場合は両面コピーとする事に取り組みが出来た。
- ・節水及び給水管所の水量を適正管理をする事で、上水の使用量削減する事が出来た。
また、漏水箇所が確認され修繕し節水に繋がった。
- ・廃水処理場の蒸発処理を放流処理へ変更したことで冬季以外の蒸気及び燃料削減の継続に繋げる事を継続中。
- ・電力会社変更し契約内容を7月より市場連動型に変更。